



## 年金制度の改正について

老後を迎えた、一家の大黒柱を亡くした、病気やケガで障害を負ってしまった…。そんなとき、私たちの生活の支えとなってくれるのが、日本の社会保障の柱である年金制度です。

今回は、公的年金制度の重要な改正についてお届けします。

### 受給資格期間とは？

国民年金・厚生年金等の公的年金は、保険料を25年以上納めなければ1円も受給できない…。このように思っている方は多いのではないのでしょうか。実は、必ずしも保険料を納めた期間が25年以上必要、というわけではありません。

公的年金を受給するには、保険料を納めた期間や加入者であった期間等が一定年数以上必要で、この年金受給に必要な加入期間のことを受給資格期間といいます。現在、公的年金の受給資格期間は25年間が基本となっており、国民年金だけでなく、厚生年金、共済年金の加入期間もすべて含まれます。そのほかに、年金額には反映されない合算対象期間（いわゆるカラ期間）や保険料が免除された期間も、受給資格期間に含めることができます。

### 受給資格期間が10年あれば、年金がもらえるようになります！

ところで、この受給資格要件が緩和され、平成27年10月以降は「受給資格期間が10年間」あれば、年金が受給できることとなりました。

とはいえ、中には『受給資格期間が10年間に短縮されたとしても、保険料を納めなかった期間が長期間あるため、これから保険料を払い続けても受給資格期間10年間には届かないかもしれない、きちんと保険料を納めていればよかった…』と後悔されている方もいらっしゃると思います。そのような方に朗報です。

### 今なら、過去10年分まで保険料を納めることができます！

国民年金保険料は納期限から2年を経過すると、時効によって納付することができなくなります。ただし、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限っては、“後納制度”といって、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、過去10年分まで納めることができます。

この制度を利用して2年以上前の保険料を納めることにより、年金の受給資格が無かった65歳以上の方も受給資格が得られる可能性があります。また、将来受けとる年金額を増やすことができます。

### 後納制度についての注意点

主なものをご紹介します。

①既に老齢基礎年金を受給している方は、後納制度をご利用になれません。

②過去3年度以前(平成26年度に納付の場合は、平成23年度分以前)の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。

③後納制度の申込み後に審査があり、承認されないと、保険料を後納することはできません。

年金事務所では、これまでの年金加入記録を基に、保険料を後納した場合の納付額や、納付を行った場合の年金見込額の試算などを行っています。

審査に時間が掛かる場合も考えられますので、一度年金事務所でご相談の上、早めにお申し込みされることをお勧めします。

### 保険料を納めていないことで生じるリスク

会社員で厚生年金に加入していても、自営業や無職で国民年金に加入していた期間が長期間ある場合、国民年金保険料の納付状況によっては、年金が支給されないケースも考えられます。

また、思わぬ病気やケガで障害を負ってしまった場合には、障害年金が支給されます。国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師の診察を受けた場合は、障害基礎年金が支給されます。平成26年度の支給額(年額)は、障害等級1級966,000円、障害等級2級772,800円で、年齢など一定の要件を満たす子がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。不幸にも働けなくなってしまったとき、生活の支えとなるよう支給される障害年金についても、保険料の納付状況によっては、支給されない場合があるのです。

3年間の時限措置である後納制度は、あと1年あまりで終了します。是非、この機会にご自分の年金加入記録をご確認されることをお勧めします。

(文責：社会保険労務士 田口千恵)

